

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に係る
放射性物質の測定等に関する取扱方針

平成24年 1月30日 制定
平成24年 11月29日 一部改正
平成25年 12月11日 一部改正
平成28年 1月12日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正
令和 7年 4月 9日 一部改正
青森県環境エネルギー部資源循環推進課

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処として、次のとおり取り扱うこととする。

1 基本的な考え方

- (1) 放射性セシウム濃度（セシウム 134、セシウム 137 及びその合計量をいう。以下同じ。）が 8,000Bq/kg を超える産業廃棄物は、廃棄物処理法が適用されず、同法の基準に則った処理ができないことから、事前協議（青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づく事前協議をいう。以下同じ。）の対象にはできないものであること。
- (2) 県外から搬入された産業廃棄物のうち、青森県内の処理業者（事前協議が成立し青森県内に搬入された産業廃棄物の処理を行う者をいう。以下同じ。）での中間処理に伴い、さらに処理が必要な産業廃棄物が発生する場合には、当該産業廃棄物の放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超えるおそれがないこと及び当該産業廃棄物の処分先が確保されていることを確認したうえで、搬入の可否を判断するものであること。
- (3) この取扱方針は、青森県における放射性物質における環境の汚染への対処として、事前協議者及び処理業者の理解と協力のもとに実施するものであり、別途、廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特措法の諸規定を遵守する必要があること。

2 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年7月青森県規則第65号）第3条第2項第5号に基づき、知事が必要と認める書類
県外産業廃棄物の放射性セシウム濃度の測定結果を記載した書面の写し 1部

3 事前協議者による放射性セシウム濃度の測定

- (1) 対象となる産業廃棄物
 - ① 対象地域に所在する事業所から青森県内に搬入する産業廃棄物。
なお、対象地域とは、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内とする。
 - ② 対象地域に所在する事業所から生じた産業廃棄物を処理したものであって、対象地域外に所在する事業所から青森県内に搬入する産業廃棄物。
- (2) (1)のうち、測定を要しない産業廃棄物
 - ① 屋内の事業場から生ずる産業廃棄物であり、かつ屋内又は密閉容器に保管され、放射性物質によって汚染されるおそれのない産業廃棄物
 - ② その他県が認める産業廃棄物
- (3) 測定方法
 - ① 放射性セシウム濃度
環境省が策定した廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染され

た廃棄物の処理等に関するガイドライン)第五部放射能濃度等測定方法ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に準じて行うものとする。

なお、ガイドラインの分析方法では、分析の検出下限値が 30Bq/kg 以下となっていることに留意すること。

② 空間線量率

放射性セシウム濃度を測定することが困難な産業廃棄物については、産業廃棄物から 1 m 離れた位置での空間線量率の測定をもって放射性セシウム濃度の測定に代えることができる。

(4) 測定頻度

原則として、青森県内に産業廃棄物を搬入する月毎に、当該月の初回搬入予定分を測定するものとする。

ただし、事前協議時の放射性セシウム濃度の測定結果が 100Bq/kg 以下であり、以後も 100Bq/kg を超えるおそれがない場合又は産業廃棄物の空間線量率の測定結果がガイドラインに基づき測定したバックグラウンド(以下「バックグラウンド」という。)と同程度であり、以後もバックグラウンドを超えるおそれがない場合には、測定頻度を 1 年に 1 回以上とすることができる。

また、事前協議時の放射性セシウム濃度の測定結果が 100Bq/kg を超えた場合であっても、以後 3 回連続で 100Bq/kg 以下である場合又は産業廃棄物の空間線量率の測定結果がバックグラウンドと有意な差があった場合であっても、以後 3 回連続でバックグラウンドと同程度であると県が認める場合には、測定頻度を 1 年に 1 回以上とすることができる。

なお、測定頻度を減ずる場合であっても、産業廃棄物の排出工程等に変化が生じた場合には、必要に応じて放射性セシウムの測定を行うこととする。

(5) 測定結果の報告

上記(4)により測定を実施した場合には、測定の都度、県及び処理業者へ測定結果書の写しを提出することとする。

4 県内処理業者による放射性セシウム濃度等の測定

(1) 対象及び測定頻度

① 焼却施設から排出される燃え殻及びばいじんを処理する場合

排出される燃え殻及びばいじんの放射性セシウム濃度を 1 箇月に 1 回以上測定することとする。

② 焼却施設の排水処理を行っている場合

排水処理施設から公共用水域へ排出される排水及び排水処理施設で発生する汚泥について、放射性セシウム濃度を 1 箇月に 1 回測定することとする。

③ その他の処理施設

処理施設の排水処理を行っている場合は、排水及び排水処理施設で発生する汚泥の放射性セシウム濃度を 1 箇月に 1 回測定することとする。

④ 上記①～③の対象となる施設

施設の敷地境界(4 箇所以上)における空間線量率を 3 箇月に 1 回測定することとする。

(2) 測定方法

上記 3 - (3)に同じ

(3) 測定結果の報告

毎月の結果をとりまとめ翌月 10 日までに県に報告することとする。

なお、8,000Bq/kg を超える値が検出された場合、又は、空間線量率が通常より高く検出された場合には報告期限に関わらず直ちに処理を中断し県へ報告することとする。